

欧州連合司法裁判所（CJEU）、他のEU加盟国や第3国の特許侵害の争い
に対する管轄権について判決

2025年4月1日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、2025年2月25日、他のEU加盟国やEU加盟国以外の第3国の特許侵害の争いについて、被告の所在地にあるEU加盟国の裁判所が管轄権を有することを判決した。

1. 事件の経緯

BSH Hausgeräte GmbH（以下「BSH」）は、掃除機に関する欧州特許 [EP1434512](#) を有する。当該特許は、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オランダ、オーストリア、スウェーデン、英国、トルコで有効化されている（段落 11）。

BSH は、Electrolux AB（以下、Electrolux）が特許権を侵害しているとして、Electrolux が所在するスウェーデンの裁判所に差止めと損害賠償を求めて訴えた。ここで、スウェーデンに限らず、有効化されたすべての国における特許侵害を対象とした（段落 12）。特に、スウェーデン以外のEU加盟国が含まれるとともに、EU加盟国以外の第3国であるトルコが含まれた（なお、英国は本件訴訟開始時点ではEU加盟国に含まれていたため、トルコが議論の対象となっている。）。

Electrolux は、請求の棄却を求めるとともに、スウェーデン以外の外国の特許権の侵害に関する請求は認められないと主張した（段落 13）。さらに、外国の特許権については無効であると主張し、[ブリュッセル I 改正規則（\(EU\) No542/2014）](#) 第 24 条第 4 項（以下、第 24 条第 4 項）に規定される特許の有効性に関する裁判所の専属管轄権により、スウェーデンの裁判所には本件訴訟についての管轄権が無い旨を主張した（段落 14）。

2. 裁判所の判断の概要

ブリュッセル I 改正規則（(EU) No542/2014）第 4 条第 1 項（以下、第 4 条第 1 項）には、EU 加盟国に居住する者は、その EU 加盟国の裁判所で訴えられることが規定されている（段落 29）。当該規定は、一般原則であり、一つの例外として、第 24 条第 4 項では、特許の有効性に関する訴訟においては、特許を付与した EU 加盟国の裁判所に専属管轄権を認めている（段落 30-31）。なお、同項の文言からは、無効を抗弁として提起するか、無効訴訟を別途提起するかは、専属管轄権を有することに影響を与えない（段落 34-35）。

第 24 条第 4 項の背景として、①同項は同規則第 4 条に対する例外を規定するものであるから厳密な解釈がなされなければならない（段落 43）、②他の EU 加盟国で付与された特許への異議を唱えただけで管轄権を失うことは例外の方がルールになってしまうこととなり（段落 44）、第 4 条第 1 項に規定される一般原則が管轄権の根底とされるものである

(段落 45)。

第 24 条第 4 項の目的として、同項は、管轄権についての規則を非常に予測可能なものにすることで法的確実性を確保するものである。適切な管轄権を有する訴訟が、被告の抗弁によって管轄権を失うのであれば、上記目的は達成されない (段落 46)。また、第 24 条第 4 項は、特許の登録又は有効性に関する紛争を、その特許が付与された EU 加盟国の裁判所のみで審理できるようにするもので、同項に規定される専属管轄権は特許の有効性に関する紛争の部分のみに関するものであると解することは同項の目的を完全に満たしている (段落 48)。

したがって、上記背景と上記目的とから、第 24 条第 4 項に規定される専属管轄権は、特許の有効性に関する紛争の部分のみ関係するものであり、第 4 条第 1 項に基づき、被告が居住する EU 加盟国の裁判所は、他の EU 加盟国で付与された特許の侵害訴訟への管轄権を有する。被告が抗弁として無効を主張した場合、裁判所は依然としてその訴訟を審理する管轄権を有し、一方で、特許の有効性について判断する部分についてはその特許を付与した EU 加盟国の裁判所が専属管轄権を有する (段落 41, 52)。

また、本件のトルコのような第 3 国に対して影響を与えるかどうかについてだが、EU の規則であるブリュッセル I 改正規則 ((EU) No542/2014) は、第 24 条第 4 項の文言にて、EU 加盟国の裁判所に専属管轄権を与えている (段落 55)。したがって、第 24 条第 4 項は、EU 加盟国以外の第 3 国の裁判所には、排他的であるか否かを問わずいかなる管轄権をも付与しない (段落 57)。

一方、ブリュッセル I 改正規則 ((EU) No542/2014) の解釈は、国際法に照らして解釈され、その範囲が制限される (段落 69)。部分的に第 3 国が関連する紛争を裁定する管轄権を有することは、条約の相対的効果から見て国際法に反していないが (段落 70¹)、国際法の不干涉の原則から見ると、特許が付与又は有効化された第 3 国の裁判所のみが、特許の存在又は内容についてその国の国内登録簿を修正する可能性のある決定をもって、特許を無効とする管轄権を持つ (段落 71-73)。しかしながら、本件訴訟のように、特許の有効性の問題が抗弁として提起されている侵害訴訟では、裁判所の判決は訴訟の当事者間に限定されるものであるから、その抗弁は訴訟の却下を求めるものであって、特許を無効にする判決を得るものではない (段落 74)。

したがって、第 24 条第 4 項は第 3 国の裁判所には適用されず、特許の有効性の評価に関して、同項は当該裁判所にいかなる管轄権も付与しない。一方で、無効の抗弁についての裁判所の評価は、第 3 国における特許の存在又は内容に影響を及ぼさず、その国の国内登録簿の修正を引き起こすものではない (段落 76)。

¹ [C-281/02](#) の段落 30-31 では、第 3 国が同意していない義務を第 3 国に課することはできないが、被告の居住地の裁判所を、管轄権を有する裁判所として指定することは、第 3 国に義務を課すものではない旨が説示されている。

3. 判決の影響

他の EU 加盟国又は EU 加盟国以外の第 3 国における特許侵害の争いについて、訴訟の提起された EU 加盟国の裁判所が、他の EU 加盟国または第 3 国で登録された特許について、少なくともその国での特許の有効性の判断（特許の維持または取消決定）以外の部分については、無効の抗弁の評価を含め、特許侵害に関する管轄権を有することが示された。

これは、EU 加盟国の裁判所が、他の EU 加盟国又は EU 加盟国以外の第 3 国における特許権の侵害行為に対して、差止命令を出したり、損害賠償額を判断したりすることを可能にするもので、EU 加盟国の裁判所の役割を強化するものといえる。

EU 加盟国以外の第 3 国の裁判所が今回の判決をどのように受け止めるかについては、今後の判例の蓄積が待たれる。国境を越えた裁判管轄の判例の動向について注視する必要がある。

－ CJEU の出した判決等は、以下参照 －

（判決）

<https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=295685&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=14077509>

<参考：ブリュッセル I 規則（仮訳）>

第 4 条

1. 本規則に別段の定めがある場合を除き、加盟国に住所を有する者に対しては、その国籍に関係なく、当該加盟国の裁判所に訴えを提起することができる。

2. （略）

第 24 条

以下の手続については、当事者の住所にかかわらず、次の加盟国の裁判所が専属管轄権を有する。

(1) ～ (3) （略）

(4) 特許、商標、意匠、またはその他の寄託又は登録を必要とする類似の権利の登録または有効性に関する訴訟については、それが訴訟として提起されるかまたは防御の手段として提起されるかにかかわらず、寄託または登録が申請された、又は行われた、もしくは欧州連合の法律または国際条約の条項に基づき行われた加盟国の裁判所。

1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで署名された欧州特許条約に基づく欧州特許庁の管轄権を妨げることなく、各加盟国の裁判所は、当該加盟国に対して付与された欧州特許の登録または有効性に関する訴訟について専属管轄権を有する。

(5) （略）

ー 本事件に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー

[欧州連合司法裁判所、EU 加盟国の裁判所における特許訴訟の管轄権に関するスヴェア控訴裁判所（スウェーデン）の付託質問についての法務官の意見を公表（2024 年 11 月 4 日、PDF）](#)

（以上）